2026.10月版

令和８年度　大井町

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定申請」のご案内

（町立幼稚園利用者用）

令和元年１０月より「幼児教育・保育の無償化」制度が実施されており、町立幼稚園の利用者におかれましては、基本教育時間の保育料が無償となっています。

また、「保育の必要性」が認定された方は、預かり保育料についても無償化の対象となっています。

つきましては、保護者の皆様に制度の概要及び「保育の必要性」の認定を受けるための「子育てのための施設等利用給付認定申請」の手続き方法等についてご案内いたします。

１．「幼児教育・保育の無償化」の概要（対象となる施設等）

「幼児教育・保育の無償化」の対象となる施設やサービス等は次のとおりです。

	利用施設・サービス	対　象	利用料
①	町立幼稚園	・３～５歳の子ども（在園児全員）	無償
②	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（幼稚部）	・満３歳～５歳の子ども	無償
③	私立幼稚園 （新制度未移行園）	・満３歳～５歳の子ども	月額28,000円まで無償
④	幼稚園の預かり保育	※「保育の必要性」の認定があること。 ・３～５歳の子ども ・住民税非課税世帯で満３歳に達した子ども	・３～５歳 日額490円を上限として月額12,300円まで無償 ・住民税非課税世帯の満３歳 最初の３月末日まで、月額17,700円まで無償
⑤	保育所 認定こども園（保育部）	・３～５歳児クラスの子ども ・住民税非課税世帯の０～２歳児クラスの子ども	無償
⑥	地域型保育 小規模保育事業など	・住民税非課税世帯の０～２歳児クラスの子ども	無償
⑦	認可外保育施設 事業所内保育 ベビーシッター 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業	※「保育の必要性」の認定があり、⑤・⑥の施設に在籍していないこと。 ・３～５歳の子ども ・住民税非課税世帯の０～２歳の子ども	・３～５歳 月額40,300円まで無償 ・０～２歳 月額45,700円まで無償
⑧	就学前障害児に係る発達支援等のサービス	・３～５歳の子ども	無償

※実費で徴収される費用（給食費（主食費・副食費）、教材費、行事費など）は無償化の対象外であり、引き続き保護者負担となります。

２．町立幼稚園利用者の保育料等の取り扱いについて

（１）幼稚園保育料（基本教育時間の保育料）

在園児全てが無償化の対象となり、「子育てのための施設等利用給付」により保育料が無償となります。

（２）預かり保育料

在園児のうち、「保育の必要性」が認定された方のみ無償化の対象となり、「子育てのための施設等利用給付」により無償となります。
なお、「保育の必要性」の認定を受けるためには、次ページ以降に記載する「子育てのための施設等利用給付」の申請が必要となります。

ア）無償化となる金額

日額４９０円を上限として月額１２，３００円まで無償

イ）「保育の必要性」の認定条件について

次のいずれかの条件に該当する場合、「保育の必要性」が認定されます。

①就労している場合（１か月６４時間以上の就労が最低要件）
②妊娠中や出産後間もない場合（入院中又は出産予定日の前後8週間ずつ）
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育できない場合
④親族の方を常に看護することが必要であり、保育できない場合
⑤地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
⑥求職活動をしている場合（３か月間）
⑦就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
⑧その他（虐待やDVのおそれがある場合など）

ウ）預かり保育料の計算方法・納付方法

①「預かり保育日数×１日あたり無償化限度額（490円）」により、月ごとの無償化の限度額を計算します。（月ごとの無償化限度額は12,300円）

②「預かり保育日数×預かり保育料日額単価」で月ごとの預かり保育料を計算します。

③上記②の金額から①の無償化限度額を差し引き、支払うべき預かり保育料を決定します。

④上記③で決定した預かり保育料の納付書をお送りいたしますので、役場会計室窓口または取り扱い金融機関にてお支払いください。

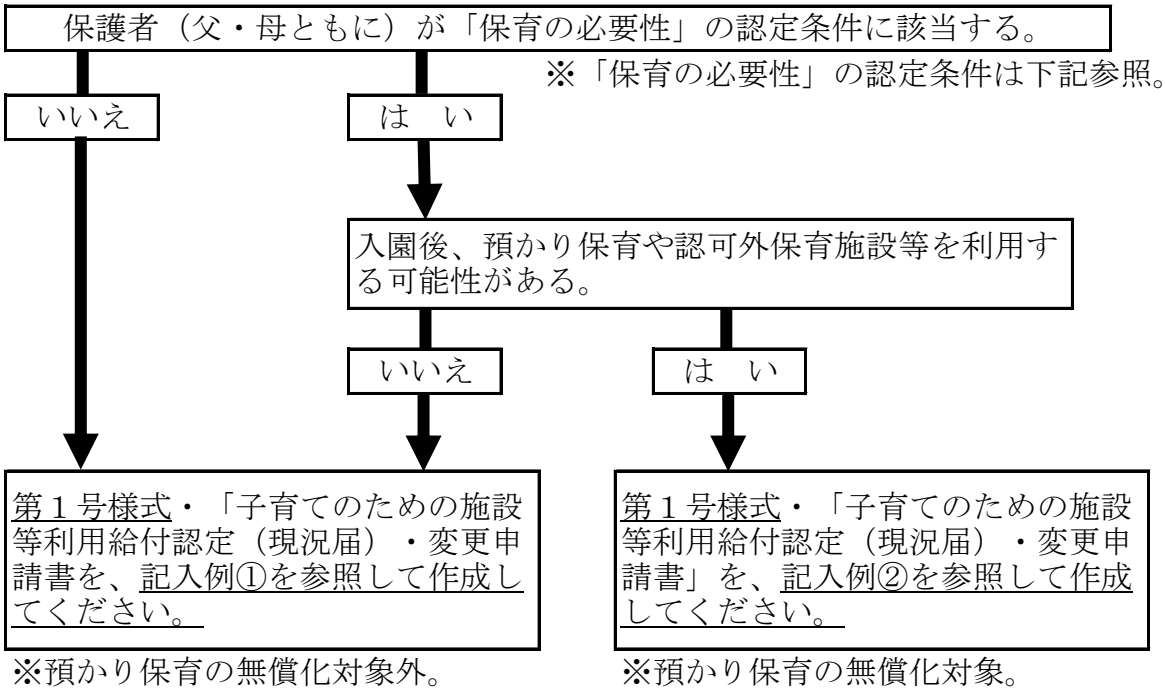
３．「子育てのための施設等利用給付」の申請手続きについて

前ページに記載のとおり、預かり保育料が無償化となるためには、「子育てのための施設等利用給付」の申請をしていただき、「保育の必要性」の認定を受けている必要があります。

そのため、町立幼稚園利用者の皆様には、次に示す申請書と添付書類をこども応援課にご提出いただき、「保育の必要性」について確認させていただきます。（預かり保育を利用されない方にも申請書をご提出いただきます）

（１）「子育てのための施設等利用給付」認定申請書の種類について

下記の図に従い、提出する認定申請書をご確認ください。



※預かり保育の無償化対象外。

※預かり保育の無償化対象。

※「保育の必要性」の認定条件

①就労している場合（１か月６４時間以上の就労が最低要件）
②妊娠中や出産後間もない場合（入院中又は出産予定日の前後８週間ずつ）
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育できない場合
④親族の方を常に看護することが必要であり、保育できない場合
⑤地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
⑥求職活動をしている場合（３か月間）
⑦就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
⑧その他（虐待やDVのおそれがある場合など）

（２）「子育てのための施設等利用給付」の認定区分

申請後、子どもの状況に応じて次の認定区分に認定されます。

認定区分	対　象　者
施設等利用給付１号認定	満３歳以上に達する日以後の最初の３月３１日を経過した「保育の必要性なし」の子ども　※預かり保育の無償化対象外
施設等利用給付２号認定	満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した「保育の必要性あり」の子ども　※預かり保育の無償化対象
施設等利用給付３号認定	満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある「保育の必要性あり」の子どものうち、保護者及び同一世帯員が住民税非課税であるもの　※預かり保育の無償化対象

（３）「保育の必要性」の認定条件ごとの添付書類

第１号様式「子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書」をご提出の際、「保育の必要性あり」の認定条件に該当する方は、下記に示す「保育の必要性の認定条件」に応じた書類を添付してご提出ください。

保育の必要性の認定条件	提出書類	備　考
就　労	・就労（予定）証明書 ※国が定める標準的な様式をご使用ください。 ※父・母両方の就労（予定）証明書を添付してください。	・就労（予定）証明書は、発行日から３ヶ月以内のものを提出してください。 ・勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）に従事している場合は、１日の仕事の状況がわかる物を別途提出してください。 ・就労証明書の訂正は、事業主の訂正印が必要です。
妊娠・出産	・母子手帳の写し	・出産予定日とお母様の名前が記載されているページの写しが必要です。
病気・けが 障がい	・診断書又は障害者手帳の写し	・診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難である」、「治療期間」を記入してもらってください。 ・障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。
病人の看護等	・常時の看護等を必要とする方の診断書、障害者手帳	・診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難である」、「治療期間」を記入してもらってください。 ・対象者が障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。
災害の復旧	・り災証明書	
求職活動	・ハローワークカード ・雇用保険受給資格者証	・期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。（雇用開始日を記載してもらうこと）
就　学	・在学証明書、就学時間のわかる書類	・在学証明書は、各学校の様式で提出してください。 ・カリキュラムなどがわかる資料を提出してください。

※必ず「保育の必要性」の条件に応じた添付書類を添付して申請してください。
（添付書類の準備に時間がかかる場合は、こども応援課へご相談ください。）

※申請書提出後、「保育の必要性」の条件に変動があった場合や、家族状況に変更（結婚、離婚、家族構成の変更、住所変更など）があった場合は、速やかにこども応援課までご連絡ください。

４．町立幼稚園のほか認可外保育施設等を利用している場合

令和元年１０月より、町立幼稚園の利用者で、認可外保育施設等も利用している方につきましては、「保育の必要性」が認定された場合、「預かり保育の無償化上限額」から「預かり保育の無償化給付額を差し引いた額」の範囲で認可外保育施設等の保育料も無償化の対象となります。

なお、「保育の必要性」の認定を受けるためには、３～４ページにある「子育てのための施設等利用給付」の申請をしていただく必要があります。

（１）対象となる子ども

町立幼稚園の在園児で、「保育の必要性」が認定された子ども

（２）無償化となる金額

「預かり保育の無償化上限額」（日額490円を上限として月額12,300円まで）から、「預かり保育の無償化給付額」を差し引いた金額

（３）注意事項

・無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

５．町立幼稚園のほか就学前障害児の発達支援サービス等を利用している場合

令和元年１０月より、就学前障害児の発達支援サービス等を利用している方につきましては、町立幼稚園の保育料の無償化に加え、これらのサービスに係る利用者負担も無償化となります（新たな手続き等は必要ありません）。

なお、利用者負担以外の費用（医療費や食費等、実費で負担しているもの）は引き続き負担していただきます。

※詳細は、利用しているサービス等の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先
〒２５８－００１９
神奈川県足柄上郡大井町金子１９６４番地１
大井町保健福祉センター　こども応援課
ＴＥＬ：０４６５－８３－８０１２